

非課税世帯と家計急変世帯は、対象者が異なります。両方は申請できません。  
詳細については、在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。

国立公園

### 基準日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- 保護者等が奈良県内に住所を有していること  
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が0円（非課税）ではないが、予期せぬ事象により収入が非課税相当まで減少していること
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給（授業料支援）を受ける資格を有する者であること。（高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者も含まれる。）

※詳細については、在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。

#### 【注意事項】

- ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
- ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されている場合は対象外です。
- ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

支給要件

## \* 必要書類 \*

- 申請書
- 課税証明書
- 家計急変の理由書
- 家計急変後の収入の分かる書類
- 扶養申立書
- 口座振替申出書

※その他、必要に応じて家計急変した理由を証明する書類の提出を求めます。

### ▼ 入手方法

申請書等については、**在学する高等学校等の事務室等**で配付されます。  
また、県教育委員会事務局学校支援課のホームページからダウンロードすることもできます。

※申請書は必ず両面印刷してください。

◆ダウンロードはこちらから→

奈良県 国公立奨学給付金

検索

### 【在学する高等学校等の設定する期限までに提出】

提出期限後は受け付けできませんので、必ず提出期限内に申請書等を在学する高等学校等に提出してください。

- 7月1日以前に家計急変が発生した場合（基準日は7月1日）

令和4年10月31日までに在学する高等学校等から県教育委員会へ提出  
→表面の給付額を支給

- 7月2日以降に家計急変が発生した場合

（基準日は申請日の翌月（申請があった日が1日の場合はその月の）1日）

令和5年2月1日までに在学する高等学校等から県教育委員会へ提出  
→申請日により給付額が異なります。

## \* 振込日 \*

審査後、支給決定された方へ随時振り込みます。



Q.家計急変の対象は、新型コロナウイルス感染症によるものだけですか？

（予期せぬ事象による）家計の急変が確認できれば、新型コロナウイルス感染症によるものでなくても対象になります。